

東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例

東大和市立やまとあけぼの学園条例（平成3年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第4項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。